平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	１２

府 省 庁 名　金融庁

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税に係る所要の税制措置
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成 22 年 3 月 31 日までの特例措置として、上場会社等が公開買付けにより自己株式を取得した場合において、株主に係るみなし配当課税が非課税（株式譲渡時に譲渡益として課税）とされている。 ・特例措置の内容 ⑴　みなし配当に係る源泉徴収事務を適切かつ円滑に実施させるため、みなし配当の支払に係る基準日を改正し、基準日と自己株公開買付けに係る決済日との間に一定の期間を設けること。 ⑵　基準日の改正を受け、実務対応を円滑に行うことを確実にするための期間を考慮し、自己株公開買付けに係るみなし配当課税の免除措置を１年に限り延長すること。
関係条文	所得税法 25 条、地方税法附則 35 条の 2、租税特別措置法 9 条の 6、租税特別措置法施行令 4 条の 6 の 2 租税特別措置法施行規則第 5 条
要望理由	平成２１年より、上場株式等の配当と譲渡損の損益通算の仕組みが導入されたことに伴い、みなし配当課税を前提として、自己株式公開買付けが円滑に実施されるような体制を整備する必要がある。 現行制度上、みなし配当の支払日とみなし配当の支払に係る基準日との間にみなし配当課税の源泉徴収手続きに係る十分な事務処理期間がないことから、みなし配当の支払に係る基準日の変更を措置する必要がある。 また、みなし配当課税を前提とした基準日の変更に伴い、実務対応を円滑に行うことを確実にする見地から、みなし配当課税に係る免除の特例措置を１年に限り延長する必要がある。
減収見込額	（初年度）　－　（－）　（平年度）　－　（－）　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税 上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税の免除措置 ・融資、補助金その他 なし
地方税以外の措置　22 年度の要望	・国税 国税においても、同様の措置を要望 ・融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	平成 7 年の「租税特別措置法の一部を改正する法律」により、利益消却のための自己株式取得を対象に平成 11 年 3 月までの時限措置として導入。平成 11 年度税制改正において恒久化を要望（結果的に適用期限が 3 年間延長された）。平成 13 年 4 月 20 日の与党３党の「緊急経済対策に係る税制上の措置」において、金庫株導入に伴う税制措置として、消却目的以外の自己株式取得の際にも、本措置が認められることとされ、法改正が行われた。平成 14 年度、恒久化を要望（適用期限が 3 年間延長）。平成 17 年度、恒久化を要望（適用期限が 2 年間延長）。平成 19 年度、恒久化を要望（適用期限が 2 年間延長）。平成 21 年度、延長を要望（適用期限が 1 年間延長された）。
本要望に対応する縮減案	なし